

○長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和5年10月6日

条例第45号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、本市における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「府令」という。）の定めるところによる。

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)

第3条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第34条の16第1項の規定により条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、府令に定める基準（府令第8条に規定する基準を除き、府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、府令第17条第4項中「につき、綿密な注意を払わなければ」とあるのは「について綿密な注意を払うとともに、当該調理する者に対し毎月1回以上の検便を行わなければ」と、府令第43条第5号中「、調理室」とあるのは「、医務室、調理室」とする。

(暴力団員等の排除)

第4条 家庭的保育事業者（その者が法人であるときは、その役員）及び家庭的保育事業の管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であつてはならない。

2 家庭的保育事業の実施に当たっては、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる事業について準用する。

- (1) 小規模保育事業A型
- (2) 小規模保育事業B型
- (3) 小規模保育事業C型
- (4) 居宅訪問型保育事業
- (5) 保育所型事業所内保育事業

(6) 小規模型事業所内保育事業

(職員の一般的要件)

第5条 家庭的保育事業所等の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者でなければならない。

2 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(嘱託歯科医)

第6条 府令第23条第1項に規定するもののほか、家庭的保育事業を行う場所には、嘱託歯科医を置くよう努めなければならない。

2 前項の規定は、第4条第3項各号(第4号を除く。)に掲げる事業について準用する。

(保護者への説明)

第7条 家庭的保育事業者は、保育する乳幼児の保護者に対し、当該家庭的保育事業者の保育方針について説明しなければならない。

2 前項の規定は、第4条第3項各号に掲げる事業について準用する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。